

歴史的に見た台湾の裁判制度の改革

松 田 恵 美 子

はじめに

第一章 歴史的経緯

第二章 司法改革の課題

終わりに

はじめに

台湾では現在急激な社会の変化が生じている。これは国民党が一党独裁的に国を統治する体制が一九八〇年代末以降崩壊を始めたことと並行して進んできた変化といえる。そしてその中で進められているのが司法制度の改革である。わが国において司法改革が推進されているこの時期に同じくアジアという地域に属する台湾においてやはり

司法改革がなされているということは興味深いことであり、台湾での司法改革では何が問題とされているのか、改革の持つ意味は何かという点が注目される。そこでこの点を考察するには国民党政権の台湾移転後の歴史的経緯を知り、一党による独裁的統治から新たな統治体制へと転換を図るためには司法についても改革をせざるをえないとの要求が生じた必然性を理解したうえで、現在の司法改革のためになされている議論の内容を検討することが必要になる。

本稿では、まず国民党政権移転後、司法改革に至るまでの歴史的な過程を辿るために、今日までの台湾における統治面での変化とその中で生じた一九九一年以降の度重なる憲法の改正の動き、そしてその動きと連動して生じた司法改革の動きについてみてゆく。そしてその後、司法改革における議論状況を紹介しつつ検討を加えるものとする。ただ、司法改革のために論ずべき問題とされているものは非常に数が多いため、そのうちから司法院の位置付けと法曹養成という二点について取り上げる。台湾における司法改革の最大の目標は司法権独立の確立にあり、いずれの論点もこの目標から派生するものとなっているが、それらの論点のうち司法院の位置付けに関する議論は台湾の裁判所の体系全体に関わるものであり、それに対してより個別的な問題である法曹養成についての議論は新世代の裁判官の持つ問題点や、最近の社会の複雑化・多様化への対応も含めた議論に関わるものとなっている。それゆえこの二点をみておくなら、さらなる変化を予測させる台湾社会を意識しつつ、全体的な司法改革についての議論状況が把握できると思われるのである。

そして以上のような作業を行なった後最後に台湾の司法改革の持つ意味について、筆者の理解するところを述べるつもりである¹⁾。

第一章 歴史的経緯

本章では、司法制度改革に至る歴史的経緯を述べるが、そのためにまず一九九〇年代からの憲法の改正の動きを見たとうえでその憲法改正の生じた背景を辿り、そして司法制度改革の経緯を述べるものとする。

1 憲法の改正

ところでよく知られているように台湾の現行憲法は孫文の思想と密接な関わりがあるため、孫文の思想と憲法の関係について先に言及しておく。民族・民権・民生の三民主義を唱える孫文の主張をさらに具体的にいえば、外国に対抗するために民族精神を高揚し中国人民の一致団結を図ること、君権による統治に替え人民が政治的権利を有し国を統治すること、国家による土地課税の管理と重要産業の掌握に基づき人民の平等な生活を保障することの三つが国家建設には必要だということになる。このように君権ではなく民権による統治を主張する孫文は、民権による統治のために、人民が直接行使しうる四つの権利を挙げる。それは、選挙権、罷免権、創制権、複決権の四つである。選挙権は官吏を選ぶ権利、罷免権は官吏を罷免する権利であり、この二つは官吏を管理するために必要な権利である。創制権とは、人民が自己に有益な法律を制定できる権利であり、複決権とは、人民が自己に不利益な法律を改正しうる権限であり、この二つは法律を管理するために必要な権利である。人民はこの四つの権利をもって政府を管理するのであって、この四つの権利は政権といえるのである。これに対して、人民によって管理される政府が国務を処理するために有するものが治権である。この治権を行使するための政府機関は五権憲法に基づいて組織される。五権とは、行政権、立法権、司法権、監察権、考試権である。行政権、立法権、司法権の三権は西欧において分立するものとされており、これに加えて中国では歴史的に、監察権を執行する機関が独立して存在してき

たことと、人材抜擢のための独立した制度を有してきたことから、さらに監察権と考試権の二権を分立させるのである。^②

孫文は一九二四年四月に国民党による建国の方策を示す国民政府建国大綱を発表し、その翌年一九二五年三月に没する。しかしこの後、北洋軍閥軍を撃破して成立した蔣介石率いる国民政府の下で、孫文の考え方に基づき憲法が起草される。ところがこの憲法は一九三六年五月に草案が発表されながら、日中戦争のために公布されるに至らなかった。戦争終結後、改正を加えられたうえでようやく中華民国憲法として一九四七年一月一日に公布され、同年一月二十五日に施行されたのである。そして一九四九年に国民党政権が台湾に移転した後は、台湾でのみ効力を有することになった。この憲法は人民が持つ四つの直接民権の行使機関として国民大会が存在すると定める。孫文のいう政権としての四つの権利は人民たちが直接行使する権利であるものの、中国という国の規模を考えるなら直接行使は不可能であるため、定められた地域や団体ごとに一定数の国民代表を選出し、この代表より成る国民大会が実際上は四つの民権を行使することになるのである。国民大会に関する憲法上の規定については一九四七年当時の憲法では、国民大会は総統・副総統の選挙、総統・副総統の罷免、憲法の改正（創制）、立法院が提出する憲法改正案を再審議（複決）する権限をもつとされた。また創制権と複決権については、憲法の改正に關して行使する以外に、全国の半数の県・市において法律について創制・複決両権の行使がなされた時には、国民大会はそのような場合の創制・複決権の行使方法を定めるとした。こうして国民大会を通じて人民は政権を行使することを保障されたのである。これに対して国務を処理する政府については、行政・立法・司法・考試・監察の五つの権限を行使するために五院を置くと、一九四七年の憲法は定める。五院としての行政院・立法院・司法院・考試院・監察院は各々憲法上、国家最高の行政機関、国家最高の立法機関、国家最高の司法機関、国家最高の試験機関、国家最高の監察機関とされている。また一九四七年の憲法は五院以外に総統を置くとしている。総統は国家元首であり、対外

的に国を代表し、他の五院とともに中央政府を組織する。総統・五院が各々治権の一部を担当するのである。もし五院間で憲法の規定しない事柄により争いが生ずるなら、総統が調整し解決を図る。

ところでこの五権を担う機関の一つである司法院については後述の事柄に関係するので、その組織について少し詳しく見ておく。一九四七年の憲法は第七七条で、司法院は国家最高の司法機関であり、民事・刑事・行政訴訟の裁判及び公務員の懲戒を掌るとし、第七八条で、司法院は憲法の解释权と法律・命令の解釈を統一する権限を有するとしている。第七七条に基づき司法院は民事・刑事訴訟の裁判機関として普通法院（最高法院、高等法院、地方法院の三級からなり三審制をとる）を、行政訴訟の裁判機関として行政法院を、公務員の懲戒のために公務員懲戒委員会をその下に置き管轄している。そのため、実際に裁判や懲戒のための議決事項を掌るのは、最高法院以下の普通法院、行政法院、公務員懲戒委員会となる。この各機関は独立して職権を行使するのであり、司法院は法院の判決や懲戒委員会の議決に対して事前に指揮する権限や、事後に再審・変更・取り消しをなす権限は有しない。また、第七八条の権限につき司法院は、憲法第七九条二項に定めるように憲法解釈、法令の統一解釈をなすための大法官会議を設けている。法律や命令等の適用に際し違憲の疑いが生じた場合や、法律や命令の解釈に見解の相違が生じた場合などに、申請に基づいて大法官会議が解釈をなすのである。司法院の組織について略述すれば以上のようになる。^③

さて、今記したような内容をもつ一九四七年の憲法であるが、この憲法は安定した状況の中で施行されることにはならなかった。

一九四七年の憲法は当時の中国において、国民党と共産党の間で十分な合意が達成されぬままに公布されるに至ったものである。そしてその後、続く内戦状況の中で、一九四八年五月を最初に、度々「動員戡乱時期臨時條款」を公布するといった形式をとって、この憲法の内容は変更されていったのである。

動員戡乱時期臨時條款は、一九四七年の憲法に基づいては政局の安定が難しいとして定められたものであるが、内容的には總統の権限強化の意味が大きい。臨時條款は一九四八年五月に初めて公布され、その後一九六〇年三月、一九六六年二月、一九六六年三月、一九七二年三月と、四度の改正公布がなされ、最終的には十一条の条文より成るものとなった。十一条の内容のうちいくつかを挙げてみると、例えば、一九四七年憲法においては、天災・伝染病、国家財政上の重大事件の発生のため緊急処分が必要であり立法院閉会期間である時に總統の発しうる緊急命令について、立法院の追認が必要であるとされているが、臨時條款によれば、總統は動員戡乱時期には、国家或は人民が緊急危難にあうことを避けるため、又は財政経済上の重大変化に対応するために行政院の議決を経るのみで緊急処分をなしうるものとなる。但し、立法院が緊急処分に賛成しない時は、行政院に変更を求めるとはしていない。また、一九四七年の憲法では總統・副總統の任期は六年であり二期まで務めることができるが、臨時條款に基づけば、動員戡乱時期には總統・副總統は任期は何期務めてもよいことになる。そして臨時條款は動員戡乱時期がいつ終結するかについては總統が宣告すると定めるのである⁵⁾。

このように臨時條款により内容を変更されていた憲法下での統治が長期に亘って続き、一九九〇年に至りようやく、本年四月末日で動員戡乱時期が終結することが宣言される。ところがこれ以降は、民意や各界の要求、現実的必要性に応じ、「憲法増修條文」を公布するという形式をとることによって、度々憲法が改正されてゆくことになるのである。この形式での第一次改正は一九九一年五月であり、その後二〇〇〇年四月に至るまで計六回の憲法改正がなされた。この六回の憲法の改正では各機関の権限、その構成員の選任方法等につき再三変更がみられるので、全体的な憲法改正の動きを知ることを目的に極簡単に六度の改正についてみておく⁶⁾。

一九九一年五月の第一次の憲法改正によって、国民党政権の台湾移転前に選出され、その任期がまだ続いていた第一期の国民大会代表と立法委員の改正が実現した。第一期の国民大会代表や立法委員については臨時條款に基づいて、欠員補充や定員増加のための選挙がなされることはあったものの、改めて第二期の国民大会代表や立法委員の選挙が行なわれることはなかった。ここに至り現実の憲法の効力の及ぶ地域に対応する委員選出規定に改めることによって、ようやく改正が可能となったのである。第二期の国民大会代表の選挙は一九九一年一月に、第二期の立法委員の選挙は一九九二年の一月に行なわれている。第一次の憲法改正では、このような国民大会代表選挙、立法委員選挙に関わる条文の改正をなすものを含め、憲法増修條文が十箇条設けられた。

一九九二年五月の第二次の憲法改正として、憲法増修條文が第一条から第十八条まで設けられる。このうち第一二条は、一九九六年に任期の始まる第九期の總統・副總統以降は、これまでの国民大会による選任を改め、住民による選挙によって選任するとし、また總統・副總統の任期をこれまでの六年から四年に改めるとする。第一三条では、司法院大法官について、これまでの憲法解釈、法律・命令の統一解釈に加え、憲法法院を組織し、政党の違憲のための解散事項を審理する権限を与えるものとした。第一四条では、考試院の権限につき、行政院の持つ人事行政との関係を整理し明確化した。第一四条に定める考試院の管轄事項は、一に試験、二に公務員の選任・保障・補償・退職、三に公務員の任免・勤務評定・号俸・昇格・表彰の法制事項となっている⁷⁾。第十五条では監察院の権限を改正し、監察院は弾劾権、糾挙権（違法行為を行なった公務員に対して停職或は急速の処分をなすことを要する場合等に行使される）、会計監査権についてはこれまで通り有するものとなったが、司法院や考試院の院長等の任命に同意するというような同意権は有さないとされた。また、これまでのように監察委員は選挙により選任されるという手続きをとって、一九九三年二月より第二期の監察委員の任期が開始されるものとなり、国民大会代表等と同様に国民党政権台湾移転前に選任されていた第一期の監察委員も、ようやく新しい委員と交替したのである。

一九九四年八月の第三次の憲法改正として、第一次、第二次の改正で設けられた一八条の増修條文につき、さら

に改正を加えたうえで十条からなる条文に改めている。この第二条では、第九期の総統・副総統以降は住民の直接選挙により選任することについて、総統・副総統を一組として投票することを定める。この他の改正としては国民大会や立法委員の選挙規定において第一次・二次の改正で用いられた「平地山胞」や「山地山胞」という表現が、「平地原住民」「山地原住民」と改められている。

一九九七年七月の第四次の憲法改正として、十条の増修条文はさらに改正を加えられ、十一条からなる増修条文となった。今回の改正では、増修条文第三条で、一九四七年の憲法では総統の指名により立法院の同意を経て任命されるとされていた行政院院長について、総統が任命するものとされた。第四条では立法委員の人数について、選出単位が省・直轄市の場合はその人口に応じて委員数を決定するという規定の仕方を改め、第四期の立法委員より全体の委員数を二百二十五人と固定化するとし、選出単位毎の人数内訳を改めて定めた。第五条では、立法院の法官の人数も、これまでの若干名から十五名と固定化している。また第九条では、台湾省議会議員と台湾省省長の選挙の停止を定めている。これにより、一九五九年六月に名称を台湾省臨時議会より台湾省議会に改められ、以後第十期まで存続してきた台湾省議会は、一九九八年二月二日以降姿を消すこととなった。台湾省長については、一九四七年の憲法上は省自治法で省長を置くことを定めるとしていたが、第九期の省議会までの間は中央から省主席が派遣されており、省長は設置されていなかった。しかし第二次の憲法改正で改めて省長設置を定め、一九九四年一月に住民の直接選挙によって初代省長が誕生していた。それにもかかわらず、その任期は一九九八年二月二日までとされ、一代限りのものとなったのである。

一九九九年九月の第五次の憲法改正として、増修条文はまたも改正される。今回も増修条文は十一条から成るものとなった。第一条では国民大会代表の選挙、任期、職権について定め、国民大会の代表数については、第四期代表から三百人に固定化し、さらに第五期からは百五十人とその数を減少させることを決めている。また第一条は、

国民大会代表は第四期以降は立法委員の政党の当選比率に同じ各政党員が配分されるものとし、そして立法委員の改選時には国民大会代表はたとえ任期中であっても改選されるとしたうえで、現在の第三期国民大会代表の任期は第四期の立法委員の任期満了までとしたのである。ところがここで問題が生ずる。国民大会代表の任期については、一九九二年五月の増修条文第一条で第三期の国民大会代表からは、これまでの六年の任期ではなく四年とされていたのであり、また一九九九年の増修条文第一条も国民大会代表の任期は四年としている。その一方で一九九九年の憲法増修条文第四条は第四期の立法委員の任期は二〇〇二年六月までとする。そのため、もし第四期の立法院が途中解散されず任期を満了すれば、一九九六年五月より始まる第三期の国民大会代表の任期は六年続くことになるのである。このような問題を含む一九九九年の憲法改正については、司法院大法官會議の二〇〇〇年三月の第四九号解釈が、今回の憲法改正はその手続が公開透明の原則に反する、また、改正内容が憲法の具える本質的重要性である規範秩序としての存立の基礎に反する、ゆえに自由かつ民主的憲政秩序からすれば許されない等の理由により改正条文には効力がない、よって一九九七年の増修条文が以後も効力を持つとの判断を下している⁸⁾。そしてその後またさらに、第六次の憲法改正がなされるのである。

二〇〇〇年四月の第六次の憲法改正の際には、増修条文十条が公布される。そしてこれまでの改正で、権限、選挙、任期などについていくつかの細かな改正が加えられていた国民大会についてはここきて大幅な変更が加えられ、国民大会は実質上ほとんど権限をもたないものとなった。つまりこの改正によって国民大会は常設の機関ではなく、立法院が憲法改正案、領土変更案、総統や副総統の弾劾案を提出した時に、その時点で比例代表制により選出される国民大会代表によって組織されるものとなったのである。またこの時の改正ではこの他司法院大法官について、裁判官から大法官に転任した者以外は、憲法第八一条に定められた裁判官の身分保障の規定と、裁判官終身職待遇の規定は適用されないという条文が生まれ、これまでなされた五回の改正では全く登場しなかった点につい

て、新しい条文を設けたのである。^⑩

以上のように、動員戡乱時期の終結の後、わずか十年の間に六回もの憲法の改正がなされたわけである。このような度重なる憲法改正の背景にはこの十年の間の台湾社会の大きな変化がある。それは国民党という一党が独裁的に国を統治する体制が揺らぎ始めたことから生じた変化である。そこで次に国民党の独裁的な統治が崩れるに至った過程をみてみることにする。

2 憲法改正の背景

先述したように動員戡乱時期臨時條款の適用により、一九四八年五月に初代総統に就任した蒋介石は、一時的に総統職を離れた時期があつたものの（一九四九年一月下野し、李宗仁が代理総統となるが、一九五〇年一月に復職）、二期・三期・四期の総統を務め、一九七二年五月には第五期の総統に就任し、一九七五年四月に死去するまで総統であり続けた。蒋介石の総統五期目の残りの任期は副総統であつた敵家淦が引き継ぎ、一九七八年五月に蔣経国が第六期総統に就任する。^⑪

蔣経国総統の下でも動員戡乱時期臨時條款はそのまま適用されており、一九四九年五月に宣告された戒嚴令もそのまま効力を有していた。

こうして蒋介石から蔣経国へという総統の交替はあつたものの、依然国民党という一党による統治下に台湾は置かれていた。しかし次第に国民党を離れて政治活動を行なう人々が登場してくる。「党外人士」と呼ばれた人々である。^⑫例えば、「台湾省各縣市実施地方自治綱要」（一九五〇年四月制定）に基づき、省議会・縣市議会議議員や縣長の選挙が行なわれていた中で、一九七七年一月の省議会議員の選挙では、張俊宏や林義雄等国民党に属さない候補者二十一名が当選している。またこの年は省議員選挙と同時に縣市長選挙も行なわれており、桃園縣の縣長選

挙では国民党が他の人物を推薦しているにもかかわらず、許信良は党規を破って独自に出馬した。そのため彼は国民党を除名されたのであるが、結果はこの許信良が当選を果たしている。しかしこの許信良の当選は大きな代償の上になつている。選挙結果の開票当日に公正な選挙を要求する民衆の動きが暴動化し、それによつて警官による発砲が引き起こされ、そのために青年二人が死亡するとの惨事を招き、そこで民衆の行動が一層激化し警察署を焼き打ちにするという事件が発生したのである（中壢事件、一九七七年一月一九日）。この事件の結果、規定に則つた開票作業が保障され、許信良の当選が実現したのであつた。その他この時の縣市長選では、許信良以外に三人の国民党に籍を置かない市長が誕生している。

一九七九年の八月には、党外運動に携わる人々が雑誌『美麗島』^⑬を発行する。この美麗島雑誌が同年二月一日に高雄市で「國際人權日紀念大会」を行なうことを予定したが、紀念大会自体は事前に治安当局の許可を得ることができなかった。しかし当日になると、予定されていた施明德の講演について治安当局は挙行も已むなしとする一方で、もう一つ予定されていた各人松明を携えてデモを行なうことについては、松明に点火してはならないとの条件をつけたとされる。ところがデモが開始されると松明に点火する者が現われ、このため治安部隊が出勤し、ついに民衆との衝突が発生してしまつたとされる。二月二日の美麗島雑誌社による記者会見では、雑誌社関係者は全く他人に危害を加えるような行為はしていないとの釈明をしているのだが、翌二三日には治安当局により美麗島雑誌社の主要人員は逮捕される。そして、黄信介、施明德、林義雄、姚嘉文、陳菊、呂秀蓮、張俊宏、林弘宣の八名が叛乱罪で起訴され、一九八〇年四月一八日に軍事法廷において、施明德が無期懲役、黄信介が懲役一四年、その他が懲役一二年の刑を宣告されている。この事件は「美麗島事件」と呼ばれる。このような党外人士の活動に対する抑圧にもかかわらず、美麗島事件の後、党外人士の活動は一層活発となつた。刑を科された人々の家族のうち何人もが一九八〇年末の立法委員・國民大会代表の増員選挙で当選を果たしたのである。例えば、姚嘉文の妻周

清玉、張俊宏の妻許栄淑、黄信介の弟の黄天福である。また、この事件で被告を弁護した弁護団の十四人の弁護士の多くはこの後政界に転じた。例えば、一九八〇年に尤清が監察委員に当選し、一九八一年の省議員・台北市議員の選挙で陳水扁、謝長廷、蘇貞昌が当選を果たしている。

そしてこれらの党外人士の活動が初の野党結成という形で結実するのは一九八六年である。この年の九月二八日に、台北市の円山大飯店において民主進歩党（民進党）が結成された。

しかしここに到るまでも、決して平坦な道のりではなかった。一九八〇年二月二八日には、美麗島事件で逮捕されていた林義雄の母親と彼の幼い双子の娘が、白昼自宅において殺害された林義雄事件が起きている。また一九八一年には、アメリカの大学の教授であった陳文政が一時帰国中の七月二日に警備総司令部に呼び出されたまま帰宅せず、翌七月三日に台湾大学の校内で死体で見られるという陳文政事件が起きている。一九八四年一〇月には、米国籍華人で江南との筆名をもつ劉宜良が、『蔣経国伝』を出版した直後にサンフランシスコ郊外の自宅で殺害されるという江南事件が起きている。これらの事件をみれば、決して言論の自由が保障されているとはいえない中で、ついに野党誕生にまで漕ぎつけたということがわかる。

この後、一九八六年・一九八七年には多くの抗議行動がみられた。一九八六年五月の戒厳令に抗議する「五一九綠色行動」、一九八七年一月から四月にかけて行なわれた「二二八和平日促進会」発起人による講演会、座談会、デモ等の一連の活動、また一九八七年三月の台湾大学学生が結成した「大学改革請願団」による立法院への大学の民主化に関する請願、同年五月の戒厳令解除と引きかえに制定されようとした国家安全法に対する反対行動等がその例である。

このような人々の政府に対する抗議活動の活発化の中で、一九八七年七月一四日に翌日一五日より戒厳令を解除すると、の宣告が蔣経国総統よりなされる。また同年二月一日には、一九八八年一月一日より、これまでの新たな例である。

この後の一九九〇年三月には、国民大会の権限濫用に抗議し民主化の加速を要求する抗議運動が生じ、この問題の早期解決を約束した国民党の李登輝（副総統候補は李元簇）が、国民党からやはり総統候補として立つた林洋港（副総統候補は蔣緯国）を押さえて、同年三月二日に第八期総統に当選する。一九九〇年六月には司法院の法官会議が、国民党政権が台湾に移転する以前の一九四七年から一九四八年にかけて選出された第一期の国民大会代表・立法委員・監察委員の任期は、一九九一年二月三十一日以前に終結させねばならないとの解釈を下した。

一九九一年四月の国民大会臨時会議で動員戡乱時期條款の廃止が決定され、同四月三〇日には李登輝総統が、五月一日零時に動員戡乱時期は終結すると宣言した。

一九九二年には、四月に総統の直接選挙を要求する民進党のデモ、五月に国民大会の廃止等を求めて台湾教授協会と学運団体によるデモが行なわれている。そしてこの年の二月には、第二期立法委員の選挙が行なわれた。この後の変化にも目まぐるしいものがある。

一九九四年の二月には、台湾省長、台北市長、高雄市長の初めての住民による直接選挙が実施されている。民選の台湾省長の職が設けられたことと並んで、直轄市として中央から市長が派遣されていた台北、高雄についても市長は住民の選挙によって選任されるものとなったのである。台湾省長、台北市長、高雄市長には各々、国民党の宋楚瑜、民進党の陳水扁、国民党の呉敦義が当選している。また一九九六年三月の初の住民の直接投票による総統・副総統の選挙では、国民党の李登輝・連戦が当選した。この時の総統には国民党の林洋港、国民党を離籍した陳履安、そして民進党の彭明敏が立候補していた。一九九七年七月の国民大会はまたも改憲を行ない、台湾省を整理す

る手続を決定し、これに基づき一九九八年二月に、台湾省長・台湾省議会が廃止された。この後二〇〇〇年三月には第十期の総統・副総統の選挙が実施された。総統には五人が立候補した。国民党から連戦、民進党から陳水扁、一九九三年八月に国民党より分離し結成された新党から季敖が立候補し、個人としては本来属していた国民党、民進党より各々離籍して宋楚瑜、許信良が立候補した。投票の結果は、民進党から立つた陳水扁・呂秀蓮が総統・副総統に当選したのである。

これまで見てきたところから分かるように、台湾での国民党の独裁的な統治体制は台湾の人々の抗議運動の下で、時には大きな犠牲を払いながら、徐々に、そして一九八〇年代の末からは急速に崩壊してきたといえる。そしてその中で、六度にわたる憲法の改正がなされたのである。

ところで、このような国家の統治体制の近年の急激な変化の中で、その動きと平行して進められているのが司法制度の改革である。

司法制度の改革への動きについては、早いものとしては一九七八年に裁判所と検察の分離のための検討会が作られたことが挙げられるが、本格的な司法改革の提唱は一九八〇年代の末より生じ、九〇年代に入りその動きが活発化し、とりわけ九四年以降は空前の改革運動の盛り上がりが見られる。そこで次にこの司法制度改革について述べたいと思う。

3 司法改革の経緯

ここでは近年の司法改革の流れを把握するため、司法改革のための動きを順を追って挙げる¹³⁾。

まず一九八八年一月には全国司法会議が開催される。次いで一九八九年二月には国家政策研究中心の主催による民間国建会において、司法改革についての討論がなされている。一九九〇年には、台北地区の弁護士による台

北市法友社と司法記者聯誼会の共催で一連の司法改革の討論会が行なわれており、この年の七月には、台北律師公會、中国比較法学会（一九九五年からは台湾法学会に改称）、国家政策研究中心、台湾大学法学基金会の四者によって、司法改革聯盟が結成されている。一九九二年から一九九四年八月までの間には、最高法院、高等法院、地方法院の各級法院の法官たちにより、また時には検察官とも共同で司法改革のため具体的な改革案を提起する様々な動きが生じている。そして一九九四年九月に司法院において、司法改革委員会が開催されることが宣言される。この時司法改革委員会は次の四つの課題を受け持つ四つの小委員会より成ることも決められている。四つの課題とは、一、司法院の位置付けと大法官の機能の強化 二、訴訟制度 三、司法の独立の維持 四、法学教育と司法人員の養成 である。この司法院の司法改革委員会は、この年の一〇月から翌年一九九五年一〇月まで、数回の会議を開くことによって問題点を検討している。同じく一九九四年には一〇月に国家政策研究中心が、中国比較法学会、全国律師公會聯合会、台北律師公會に共同で「民間司法改革會議」を召集することを呼びかけ次の五つの議題を検討することを定めた。一、司法体制と組織 二、法曹養成と法学教育 三、法官自治と司法人事 四、司法監督 司法風紀と対策 五、檢察制度と機能、の五つである。その他一九九四年には、立法院や国民大会が関与して開催された公聴会や、マスコミと弁護士団体の共催の座談会も開かれている。共同で討論をなし、共通認識を形成し、政府に参考となるような提案を供することを目的とした前記「民間司法改革會議」は一九九五年三月に開催され、予定していた五つの議題についての討論がなされている。また一九九五年一月には、司法改革に民間の力も結合させるためとして民間司法改革基金会の成立がなされている。同じく一九九五年一月には司法院は、司法院定位研究委員会を発足させ、一九九七年四月までに司法院の位置付けについて一定程度の合意を得た。そして一九九九年七月には全国司法改革會議が三日間にわたり司法院によって開催され、ここで検討課題が出揃ったのであった。ここでの課題は次のようになっている。一、司法院の位置付け 二、住民の訴訟権の保障 三、住民参加の司法裁判

制度の設立 四、民事訴訟制度の改革 五、合議制の実施 六、刑事訴訟制度の改革 七、刑事法廷の席の改正 八、検察体系の強化と犯罪捜査・予防能力の向上 九、法官人事の改革 一〇、検察官人事の改革 一一、法官・検察官の評価・監督・不適格者整理の検討 一二、弁護士制度の改革、である。全国司法改革会議では、この十二の課題について三組に分れて三日間に亙り討論を繰り広げたのである。(一〇五、六〇八、九〇一二に課題を三分割)。以上の他臨時提案の形で、司法の独立を実行するために必要となるものとして、特権・汚職・闇金・干渉に対する反対、司法官養成のための教育環境としての法学院の組織のあり方、という二つの課題が別に提起された。

以上、極簡単に司法改革の流れをみてきたが、その中で改革すべき課題として挙げられたものは実に多い。この司法改革の動きは、一九八〇年代末から始まる統治体制の変化と平行して進んできたものである。そして先述した憲法の改正と改正に至る背景を重ねて考えるなら司法改革が要求される根源的理由は、一党独裁による統治体制下においては行政権が国民党にのみ掌握されるため、党の意向が行政を通じて司法にまで及び、それゆえ司法の独立が確保されず、また同時に裁判官の独立も保障されず、さらにその結果国民の司法に対する信頼も生まれないうような状況が生じていたが、統治体制の変化に伴いこのような状況からの脱却を図らねばならないとの要望が生じてきたためといえよう。

そこで司法改革の最大の目標として、司法の独立の達成が据えられることになるのである。司法の独立という目標達成のために、例えば、最高法院 高等法院 地方法院という裁判所の体系があり、司法行政の体系からするとさらにその上に司法院が存在する現行の制度が問題となり、この制度を改革しようとの改革案が提起されるのである。また、司法の独立のために、司法の担い手である裁判官が、さらに検察官も含め、司法の独立を確立するにふさわしい人材によって担われねばならないと指摘され、そのために司法人事に関する制度の改革も必要となるのである。そしてまた司法の独立が達成されていないゆえにこれまで生じていた人権保障の軽視という点が問題視されることになってくるのである。司法の独立が十分達成されていないという根本問題の存在からいくつもの解決すべき問題が派生してきている。しかしこれ以外に、根本問題と無関係ではないとはいえ、最近の新傾向に対応するという意味がみられる課題も存在する。民事訴訟の増加に対応するための制度改革と、法曹資格試験への対応策と大衆教育の関係を含む法曹養成に関わる問題である。

第一章 司法改革の課題

以上述べてきたように、台湾の司法制度の改革においては、司法の独立を達成するということが極めて重要な目標となっている。そこで次にこの司法の独立のためになされる改革についてより詳しく見てゆきたい。ただ、司法改革については非常に多くの問題点が論じられている。それらをすべて挙げることは量的な面から困難であることから、ここでは二点についてのみ採り上げ、その議論の状況を紹介する。まず一つは、司法機構についての全体的な枠組みの見直しとの意味をもつ司法院の位置付けの問題である。二つ目はより個別的な問題として挙げられているものうち、司法の独立という課題と関連しながら、最近の新たな傾向に対応するとの側面ももつ、法曹の養成制度の改革についてである。少なくともこの二点についての議論状況を押えておくなら、司法改革について巨視的視点と微視的視点の双方から詠めたうえで、その要点を把握することが可能になると思われる。

1 司法院の位置付け

まず司法院の位置付けについてである。一章で述べたように、孫文の五権分立の発想に基づく憲法を有する台湾では、司法権を担当する機関として司法院が設けられている。現在は司法院の管轄の下に、民事・刑事の訴訟事件を扱う普通法院（最高法院、高等法院、地方法院の三級）、行政訴訟事件を扱う行政法院、公務員の懲戒事項を扱う公務員懲戒委員会が設置されており、また司法院には憲法解釈、法律・命令の統一解釈、政党違憲の解散事項の審理をなす大法官会議が設置されている。

司法院については近年の司法改革の動きが始まる以前にも制度改革がなされているので、それを先にみておく。

一九八〇年七月より以前は、最高法院は司法院によって管轄されるが、高等法院・地方法院は行政院の司法行政部によって管轄されるとされていた。またこの時点までは、最高法院檢察署、高等法院檢察署、地方法院檢察署の各級檢察署は、司法行政部によって管轄されるとされていた。この点について、一九八〇年七月一日より法院と檢察署の管轄分離を実施し、最高法院とともに各級法院も司法院によって管轄されるものとされ、司法行政部は法務部と改められ、檢察機關はすべて法務部によって管轄されることとなった。これはそもそも一九六〇年八月一五日の司法院大法官會議の第八六号解釋が、憲法第七七条が司法院は國家の最高司法機關であり民事・刑事の裁判を掌るとするが、民事・刑事の裁判とは各級法院のなす民事・刑事訴訟の裁判を指すものであるから、民事・刑事訴訟の裁判を担当している高等法院以下の各級法院は司法院によって管轄されなければならないのである、としていたため、この大法官の解釋の内容が二〇年後によく実現したのであるといわれている。また一九八〇年七月の改正は、司法行政という点からみれば、司法院が軍事裁判を除いた各裁判所の体系に対する最高司法行政機關であることとを、明確に認めたものだともいわれている¹⁾。

なお参考にいとうと、軍事裁判については国防部に所属する各級の軍法機關が裁判権を行使するのであるが、一九九七年一〇月三日の大法官會議の第四三六号解釋は、軍事裁判についても、憲法第七七条が司法院は國家の最高司法機關であり刑事訴訟を掌るとしていることには反することはできないとし、平時に軍事裁判の終審で有期懲役以上を宣告された場合は、被告は普通法院に対し判決が法令に違背するとの理由で救済を求めることは認められるとした。

その他の改正としては、一九八二年五月二五日の大法官會議第一七五号解釋が、司法院は司法機關の組織と司法権の行使に関する事項について立法院に対して法律案を提出できるとし、司法院の司法事項に関する法律提案権が明確に認められたという点が挙げられる¹⁾。

さてこの後の一九八〇年代末から、司法改革の本格的な動きが始まる。

普通法院に関わることとしては、一九八九年二月の法院組織法の改正に基づき、地方法院に簡易庭（「庭」は日本の「部」に相当）を設け、民事・刑事の簡易庭裁定事件を扱わせることとなった。これは人々にとつて訴訟が利用しやすいものとなり、また迅速に司法上の救済が得られるようになることを目的としてなされた改正である。

また行政法院についての改正もなされている。行政法院について述べると、例えば住民が中央或は地方機関の違法な行政処分によつてその権利或は法律上の利益が侵害されたと考え、訴願法によつて訴願を行なつたが、その決定に不服であつた、或は訴願を提起したが三箇月を越えても決定がなされなかつたり、決定期間を延長したにもかかわらず二箇月を越えても決定がなされなかつた場合には、行政法院に取消訴訟を提起できるとされている。行政法院は評事五人の合議制をとり、以前は一級一審制であつたが、一九九八年一〇月に改正公布された行政訴訟法、一九九九年二月に改正公布された行政法院組織法により、最高行政法院と高等行政法院の下で簡易訴訟手続が適用される事件に区別のある二審制が採られるものとなつた。¹⁶⁾

公務員懲戒委員会については改革が主張されている。公務員懲戒委員会は九人から十五人の委員によつて構成され、監察院提出の弾劾案や主管長官から提出された懲戒案を審議・議決する。議決に対しては再審議の申請をなすことが一度認められる。近年この公務員懲戒委員会制度を改正しようとの動きがある。これは、憲法第八二条で法院の組織と各級法院の組織は法律を以つて定めるとしているため、公務員懲戒委員会という組織は「各級法院」というものに適合するか否かという議論があることと、またさらに一九九六年の大法官会議の第三九六号解釈が、懲戒機関の構成員は憲法上の法官に属するとし、その機関は法院の体制をとつて懲戒事案を審議すべきだとしたことによる。そのために公務員懲戒制度の改正が唱えられることとなり、現在改正のために委員会が設けられ問題点の検討がなされている。¹⁷⁾

大法官については近年改正が多い。一九九二年の憲法の改正で、これまで総統が指名し監察院の同意を経て任命されるとされていた司法院院長、副院長、大法官については、総統の指名により国民大会の同意を経て任命されるものと改められた。しかしこれも二〇〇〇年四月の憲法改正により、二〇〇三年からは国民大会ではなく、立法院の同意を経て任命されることになった。また一九九二年の憲法改正で大法官の権限については、憲法廷を組織し、政党の違憲に基づく解散事項を審理するとの一項が加わつた。これにより大法官は、解釈権に加え裁判権を有することになった。この後一九九七年の憲法改正では、大法官の人数がこれまで若干名となつていたものを十五名と定め、これまでは大法官と別に任命されていた司法院の院長、副院長を大法官のうちから一名ずつ任命するものとした。このためこれまで院長は行政面での首長であり、そのために政党違憲の裁判権の行使に参与するものではなく、またたとえ大法官会議に参加したとしても実際上解釈権を行使することがない、そして逆に大法官はいかなる司法行政権をも行使しない、という司法院の中での分業に変更が加えられたことになる。今後院長、副院長は大法官と共同で解釈権と裁判権を行使することになるのである。

この他司法予算につき、一九九七年の憲法改正で変更がなされる。各国家機関の予算については、毎年行政院の示す審査・編制方式に則り、各機関が概算を見積り行政院に提出し、この概算を行政院が審査・決定した後各機関に通知すると、今後はそれに基づき各機関が予算を組むことになっているためこの中で司法予算が行政による牽制を受けるとの批判があつた。そこで、司法院の提出するその年度の司法概算に対して行政院が削減をなすことはできない、但し意見を加えて中央政府の総予算案に入れ立法院の審議に送ることができるとされた。司法院が財政上も独立性を持つべきだとの要求が考慮されたといえる。¹⁸⁾

このように、司法院の独立を確立するために、法院・検察署の管轄分離にみられるように法院を司法院の管轄下に置き行政機関から分離させること、司法院の司法事項についての法律提案権を認めること、財政上も司法院の独

立を図ること等の改革がなされた。また司法院の下に設けられる普通法院、行政法院、公務員懲戒委員会については、人々の訴訟をなすための権利を保障するとの視点から制度的整備を行ない、また憲法の規定との整合性を図ることが目指されている。そして司法院の法官会議については憲法上の規定を明確化し、法官の権限の改正がなされた。

ところが、このような司法の独立を確立するための改革がなされるに従って、司法院の存在自体が問題となってきた。もともと憲法上司法院は民事・刑事・行政訴訟の裁判と、公務員の懲戒を掌り(第七七条)、憲法の解釈と法律・命令の統一解釈をなす(第七八条)とされている。そして憲法解釈、法律・命令の統一解釈は司法院に設けられる法官会議が担当する他、民事・刑事訴訟は普通法院が担当し、行政訴訟は行政法院が担当し、また公務員の懲戒は公務員懲戒委員会が担当するのであって、司法院が直接担当するのは一般には司法行政業務となる。このため司法院は司法行政機関にすぎないと誤解を与えてしまうことになることとされ、そのことは憲法が司法院を国家の最高司法機関とすることと齟齬を生じ、また司法行政機関が裁判機関の上に立っているかのような錯覚を生み出すこととなり、ひいては人々の裁判の独立に対する信頼を損なうことになるのである。そのため司法院をどのように位置付けるかを再検討すべきとの問題が生ずることになったのである。よって司法院の位置付けについての改革案がいくつも提唱されることになった。¹⁹⁾一九九九年七月に開催された全国司法改革会議においては、五つの改革案が提唱されている。

このうち甲案は、司法院の中に憲法法庭(この場合の「法庭」は「庭」同様「部」に相当)、民事訴訟庭、刑事訴訟庭、行政訴訟庭を設けるものとする。甲案は憲法法庭は従来の法官会議がなした憲法解釈と政党違憲の解散について担当するついでに、さらに政務官の懲戒権をもつとし、民事訴訟庭と刑事訴訟庭は従来普通法院の担当していた役割を引き継ぐものとし、行政訴訟庭は行政法院の役割を引き継ぐとともに公務員のうち事務官の懲戒を担当するとする。また司法院は法律見解を統一する責任を負うとしている。この甲案では、公務員懲戒委員会は不要となり、普通法院としての最高法院と行政法院は現在のそのような機能的な独立性は失い、司法院の中の法庭となつてしまつのである。次に乙案は、法官会議を解消し司法院自体が憲法法庭として憲法解釈、政党違憲の解散、政務官の懲戒を行なうものとし、最高法院、行政法院が司法院と並列して存在するとする。最高法院は現行業務をそのまま担当し、行政法院については現行業務とさらに公務員の事務官の懲戒を担当するものである。また乙案と併せて一案とすべきとの提案もなされた丙案は、司法院は法官が構成し、憲法解釈と政党違憲の解散について扱つとし、最高法院、行政法院、公務員懲戒委員会が司法院と並列して存在するとする。そして最高法院、行政法院、公務員懲戒委員会は従来通りの仕事を担当するのである。そして丁案は、司法院は十三丁十五人の法官が構成するものとし、法官は民事・刑事・行政訴訟、公務員の懲戒、憲法解釈、政党違憲の解散すべてを担当するとする。最後の戊案は、司法院を憲法法庭と最高法院に分け、憲法法庭は憲法解釈・政党違憲事件を担当し、最高法院は民事・刑事・行政訴訟の裁判と公務員の懲戒を行なうとする。このような五つの案に対し全国司法改革会議での結論は、最終的には丁案に至ることを目標にするが、過渡的措置として修正を加えたうえで甲案を採用するというものであった。修正甲案は、民事・刑事・行政訴訟庭の法律見解の食い違いについては司法院院長を主席とする連合法廷により法律見解を統一する、としている点で甲案と異なるものとなっている。

以上の五つの案につき、その実質的違いというものを理解するのは難しい。ただ司法界の直面している大きな問題というのは、実は百人以上の裁判官を抱える最高法院の存在にあると思われる。普通法院の最上級裁判所が膨大な数の裁判官を抱えているわけである。これは最高法院での上告審が厳格に法律審に限定されることがなかったところ、上告率が高く、それに対応するために最高法院の裁判官の人数を増加させるといやり方をとってきたために生じた問題であるといわれる。そして近年の訴訟数増加で、最高法院の累積訴訟件数が膨くれあがってきてしまつ

たことから、この問題の解消のために上告制限を強化する動きがでてきた。ところでこのような上告率の高さを、一・二審に対する台湾住民の不信感にあると司法関係者はみている。つまり一・二審の判決に不信感を持つ人々が、さらに上告を行なうというのである。ところが最高法院に多くの裁判官がいることから、ここで下される判決に食い違いが生じ、その結果最高法院への判決に対しても信頼が失われることとなり、この点から一層司法不信が生み出されているとも指摘されている²⁰⁾。

簡略化していえば、司法の独立が確立されていないという根源的な問題と相関係にある、人々の司法への不信というものが最高法院への上告またその判決をめぐることも存在し、さらに社会状況の変化、「権利意識」の高揚等から訴訟数が増加したことが加わって、ついに最高法院の機能不全がおきてしまった、そこで上告数の減少へとの方策を講じながら人員整理を行なう必要が生じ、その際に司法改革の最大論点の司法の独立と結びつける形でその整理を行なおうと試みられていると捉えられるのである。

そうであれば、司法院の位置付けについては最終的には丁案を採るのもっとも望ましいといえる理由は次のことにあるといえよう。最近の憲法改正により大法官の人数は十五人と既に定められているので、司法院¹¹⁾ 大法官会議としたうえで、従来司法院がその管轄する機関に担わせてきた業務を担当するなら、十五人という限定された数の裁判官より構成される司法機関としての司法院¹²⁾ 大法官会議が頂点にたち、その司法院のもとにこれまでの普通法院の体系が連なることになり、全体としてピラミッド型の裁判所体系がで上がるのである。但し一挙にそこまで持つてゆくことはあまりにも変化の幅が大きいため、従来の大法官会議、普通法院としての最高法院、行政法院という三つの系統をしばらく残しつつ全体的体系としては一元化したものとなる甲案を暫定案とするのである。

甲案においては公務員懲戒委員会として従来存在した系統は、憲法法庭と行政訴訟庭に吸収・解消され、また従来の大法官会議、普通法院、行政法院の三系統の機能的独立性は薄められ、憲法法庭、民事訴訟庭、刑事訴訟庭、行

政訴訟庭の形をとり司法院に一元的に包括されるものとなっているのである。

司法院の位置付けについては多くの意見が提起されたが、結局鍵となるのは、憲法条文と現実の制度を一致させるための理由をもち出すことよって憲法に裏付けされた司法の独立の確立を可能とし、司法の独立を確立するための改革という形をとって司法機構の簡素化を図り、あわせて人民の司法に対する信頼を高めようということにあると思われる。

ところで、司法の独立が確立されていないという問題と相関係にある人々の司法に対する信頼の欠如は、裁判官に対する信頼の欠如という問題にもなる。これは裁判官の独立が達成されていないということより生ずる不信でもあるのだが、さらにそれ以外に裁判官の質という点も問題になっている。清廉 潔白な人材の選任ということが、司法改革の中でしばしば取り上げられている。そのこととの関連で法曹養成制度の見直し問題も司法改革の一つの課題となっている。ところがここには社会状況の変化に伴い生じた法曹資格試験競争の先鋭化という問題も絡んできているのである。そこで次に、この法曹養成制度に関わる議論をみてみたい。

2 法曹養成

法曹の養成については様々な点が論じられている。まず司法の独立・司法への信頼を達成するために有用となる法曹をどのように作り上げてゆくかということ、次に法曹たる資格を与えるための試験のあり方、そして法学教育のために法学部はどうあるべきかという点について議論がなされているのである。

司法の独立・司法への信頼回復を達成するためには、特に裁判官のあり方が大きく関わるとされる。そのため法官の任用、育成、評価について論じられる。法官の任用については資格試験を経て人材が供給され、この点は問題視されていないが、資格付与以外の点、つまり法院の院長や庭長の人選について優秀かつ法官の自律を確保できる

人材が任用される制度を確立することが課題となっている。司法院の人事審議委員会の構成員の過半数が実質上裁判を担当していない司法行政官であり、このため行政が裁判を支配することになっていくと批判され、これに対して裁判官の互選代表の構成する人事審議委員会を設けることや、各級の法院の法官の選任を専門に行なう独立した法官選任委員会を設置し、最高法院・高等法院の人事審議委員会の意見を参考にし任官の可否の判断をなすことが提唱されている。また法官人事について従来一般公務員に関わる法律を適用してきたことに對し、法官人事のための独立した立法の必要性も唱えられている。在職中の法官には司法倫理を十分身につけさせることが重視されるが、その中味としては、人々の信頼を得るために、何事にも干渉されず独立を保ち、民を第一として、法律を遵守すること、また職務への公正且つ熱心な取り組みが要請されている。そして清廉・潔白な法官が何にもまして要求されている。そのために法官・檢察官の評価制度の導入が唱えられる。また司法人員の不当な行為を訴えるための制度や、法官・檢察官の懲戒法の制定なども論じられている。²³⁾

次に法曹資格試験については、現行の法官・檢察官の資格試験である司法官試験と弁護士資格試験である律師試験の二本立を一本化することはいくつかの点から支持された。試験内容が類似しているため一本化することは可能であること、一本化により受験生の負担を減少させること、また弁護士と試験を同一にし研修も同時に行なえば、司法官という特権意識が芽生え、法官・檢察官が官僚主義に染まっていたとの批判を生み出す状況を緩和できる、さらに法官・檢察官と弁護士の相互転任も容易となる等が利点として挙げられたのである。²⁴⁾

法学教育と法学部の問題については、法曹となるべき人材の養成にどのように法学部が関与するかという観点から議論がなされる。この問題については特に多くの視点から意見が提起されている。²⁵⁾

法学部は法曹を目指す学生が学ぶ場ではあるが、単に国家試験に合格するために法律を学ぶ場として法学部を位置付けることには法学者の間で賛同は得られていない。しかし一方で国家試験に合格するために塾に通う者が増え

ているという現実がある。そのためにこの事態をどう捉えるべきか、試験合格を目的とする勉強以外の学びの場としての大学での法学教育の目的はどこにあるのかという点が問題になる。一般的に大学の法学教育の目的は法的素養を具えた人材の育成にあるとされるが、この他大学では理論教育を行なっているとの観点に基づき、理論と実務を接合する教育方法の重要性が指摘されている。そのため判例を解説・分析し討論するような授業を設けるべきではないかというような、カリキュラムの改正による対応が提案された。但しこれに對し、これまでに法廷実習や模擬法廷を行なっているがあまり効果がないとの意見も出されているため、理論と実務の接合のためには新しい授業課目の設置だけでその目的が達せられるというわけではなく、具体的な運用が課題となっている。²⁶⁾

また大学に新しい課程を設置するとの試みもみられる。碩士乙班（碩士は日本の修士に相当）の開設である。従来の研究者養成等の意味をもった課程を碩士甲班とし、これに對して他学部卒業で二年以上の職業経験を持つ者が法学を学ぶための課程として、碩士乙班を設けたのである。（碩士乙班を設ける東呉大学はこの課程の修業年限を三年とする。）すでに他学部で碩士号をとっている者が学ぶ課程であるので碩士班とされているが、法学を学ぶことに関しては初めての人々であるため、ここで法学碩士号を与えることは問題がないわけではない。例えば、碩士甲班の者は六、七年法学を学んでようやく法学碩士号を得るのに對し、乙班は簡単に碩士号を取得できるという不公平な現象を引き起こすのではないかと指摘がある。そしてこれに對しては、他学部を卒業した者については法学士として一定単位を修得したうえで、碩士としての若干の単位取得と碩士論文を課す形をとるべきではないか、そうすれば前述の不合理現象、それより生ずる甲班からの反感も避けられるのではないかとの提言がある。²⁷⁾とこの課程を設けた目的は、法学を学ぶことの動機づけにある。現在は大学入学のための統一試験で成績上位者が法学部を選択するため、いざ大学に入ってみると法学に興味があらず理解もできない者がでてくる。そこで一旦仕事に就いて真に法学を学びたいと思うものが学ぶ課程を作ったのだということである。この課程を法学部に設ける

大学は現在のところ、前掲の東呉大学を含む三大大学である。入学者は、医師、会計士、エンジニア、薬剤師、科学技術者、教師等と多彩である。この碩士乙班についてはそれなりの需要はあり、評価する声も聞かれるが、その効果は何かと問われると現時点では明確に断言はできず、かなり年月を経てから判断されることになる²⁷⁾ことである。

ここで述べたような制度改革とそれに対する評価以外の意見としては、次のようなものがある。裁判官になる過程を見ると、統一試験で上位であったものが法学部に入学し、彼らが次に司法官試験に合格することを争い、合格すれば何ら社会経験を經ずに司法実務につくことになる、このようなエリートは難関を潜り抜けることにおいては挫折を知らず、人のもつ苦しみ²⁸⁾に気づかぬまま裁判官になる、このような人物が「人」と密接に関係する法律と接する時、そこで関わりあう人間にとってよい結果をもたらすのかと問うものである。この意見においては、受験競争を挫折することなしにひたすら潜り抜けてきた人間が持つ具体的な問題点が明示されているわけではない。ただ、社会経験のなさが度々指摘され、人間に対する配慮が強調されていることよりすれば、人についての洞察力の育成の重要性を説いているともいえるが、この点は明確ではない。また、社会の複雑化、多様化より生ずる訴訟の増加、利益衝突の激化等の中で権利・義務を法的に調整するために、法曹は多様な紛争解決のための知識と能力を身につけていることが要求されているとの指摘がされ、そのために法学教育はどつあるべきかとの問いも発せられている²⁹⁾。これらの問いかけに対する解決策として、大学の法学教育においては人格教育を重視せよという意見がみられ、また、大学の法学教育においては多様な価値観に対応するため、また複雑化した社会に対応するために備えるべき基礎的知識・能力を養わねばならないとの意見も見られる³⁰⁾。しかしそのために具体的にどのような教育方法があるのかについてはまだ明確ではない。

但し、若干具体性をもった提言として次のものがある。法学部においてゆとりをもった人格教育を行なうためには四年間は教養教育にあて、四年生の時点で卒業するかさらに法律を学ぶかということを学生が選択し、さらに学ぶことにした者はこの後三年間かなり専門的な法学教育を受け、この三年間を経た学生は卒業とともに法律実務に従事できる程度になるようにすればよいのではないかと³¹⁾いうものである。この提言は、現在の学生たちが大学入学までの受験勉強や入学後の塾通いにみられるように、如何に効率よく動くべきかという考え方に支配されている状態にあることを憂慮するものである。またこの提言は学生を一旦大学に入った段階で、このような合目的利益追求状態から解放させることに務めるべきではないかとの発想に基づくものと解される。それゆえ、他学部卒業の学士がさらに碩士乙班で学ぶというやり方は、修業年限については今述べた四年+三年という形と同様であって、その上法学を学びたいとの目的意識が入学時の試験の点数で法学部を選ぶ学生より強いとはいえるが、しかしこのやり方は一面では合目的利益追求状態をさらに強化する発想ではないかとの疑念を³²⁾発している。この見解が法学部ではまず四年間で教養教育に重点を置くことで人格教育に努め、その後の三年間で実務も視野に入れた専門的法学教育を行なうとする³³⁾ことは、法学部の中での段階的な学業目的とそれに必要な年数を示す点で具体性をもつ。だが人格教育としての教養教育の内容とその方法をさらに具体的に示すことの困難性が予想される。

ところで、台湾で具体的な授業方法として導入を検討することが唱えられているのは、演習形式の授業である。これは法学的思考が抽象と具体を兼ね備えた考察に基づくものであることから、講義形式の授業の他に実例研究の場を設け、学生たちに報告と相互討論をさせる授業形態も取り入れるべきとの発想による³⁴⁾。前述のように、裁判官が「人」と密接に関係するものである法律を介して人と関わり合うとし、また複雑化、多様化した社会での権利の調整を法曹が負つとして、そのための人格教育を必要とするのであれば、複雑化、多様化の中で人と人が相互に理解しあう技術としての対話を授業の手段として使用しうる演習について、そのような人格教育のための方法として活用できないかとの観点がでてくる可能性もある³⁵⁾が、この主張はあくまで理論と実務の接合のための授業

が必要との考えに沿うものである。

最後に、法学教育を大学でのみならず、小学・中学・高校・大学という総合的教育制度の中で法学教育を論じねばならないとの意見があるのでそれを挙げる。これは主として、清廉潔白な人格の形成、遵法精神の育成のために、より早い段階で大学での法学教育へと有効に接続される教育方法を作り上げることを目指して主張されるものである³⁸⁾。台湾では近年急激に大学数が増加し、これに伴い法学部も増加している。大学入学が一般化したために、教育制度全体の中で大学における法学教育を考えようという姿勢がでてきたものである。ただこの場合、教育の場として大学が論じられることになるため、研究機関としての大学との関係が明確にされていない。

以上、法曹養成について、司法への信頼を増大させるための人材育成、法曹資格試験、大学の法学教育の三点から活発な議論がなされていることがわかるが、ただ大学での法学教育に関する主張においては多様な視点は興味深いものの、なお具体性に欠ける面が少なくないといえる。

終わりに

一九四九年の国民党政権の台湾移転後から始まる国民党による独裁的な統治体制が、台湾住民の多くの犠牲も伴うことにもなった抗議行動に影響を受け次第に緩んできた結果、新しい統治体制を目指して一九九一年五月以降二〇〇〇年四月までに、六度の憲法の改正がなされることになった。この憲法の改正は、台湾という地域にのみ効力が及ぶ憲法という現実に適応させる意味を含め、統治機構について様々な改正をなすものであった。そして憲法改正の動きとともに、司法制度の改革にも本格的に取り組まれることとなったのである。

司法改革においては、独裁的な統治体制下では国民党の影響力を受けざるを得なかった司法権が、その影響力よりの脱却を図り司法の独立を確立することが目指されている。司法改革の中で論じられていることの一つは、司法院の位置付けの問題である。司法院の位置付けを論ずる意味は、憲法上司法院が国家最高の司法機関であるとされることと現実の司法院の機能を一致させることにより司法の独立の確立へと導き、司法の独立の確立のために必要であるとの論法をとって司法機構を簡素化するという目的を達するところにあると思われる。そして司法院の位置付けの見直しは、台湾住民の司法への信頼の高揚へとつながるとの理由からも必要とされているのである。

また司法改革の中では、法曹養成制度についても論じられている。ここでは、裁判官・検察官の適正・適確な人選を保障する制度の確立、法曹資格試験制度の改正、大学での法学教育のもつ意味が論点となっている。このうち前二者の制度的改革についてはかなりの点で合意が得られている。しかし大学での法学教育の問題に関しては、現在の法曹がもつ問題点を是正するための、また複雑化、多様化した現代社会に対応する人材育成をなすための教育とは何か、その方法は何かという理念的側面についてはいくつかの意見は提起されながらもまだ議論は発展途中にあるようである。

以上を総じてみるなら、統治体制の変化に端を発した社会全般の急激な変化の渦中に置かれている台湾では、司法の独立の達成といういわば「近代法」体制の確立が強く要請されているといえる。しかし台湾社会の変化は今なお継続であることを考えるなら、今後さらに新たな要請、例えば「近代法」の影に隠れていた一人一人の個人に目を向けることの必要性などが説かれるようになるのであるだろうか。この点からも台湾の今後の改革の行方に興味を持たれるのである。

注

- (1) 司法改革の現状を知るには最新の資料に基づくことが重要になるが、本稿の目的は司法改革の現状報告をなすことよりも、司法改革のもつ意味の探究に置いているため、分析のために用いた資料は二〇〇〇年六月までに入手し得たものに限られている。この点を御了承いただきたい。
- (2) 孫文の三民主義については、孫文研究会刊『孫文選集』第一巻(社会思想社一九八五年)参照。その他、中国国民党中央執行委員会・訓練委員会編著『総理遺教輯要』(上)(正中書局一九五六年)参照。
- (3) 中華民国憲法制定史、中華民国憲法の内容、司法院組織については、石川忠雄『中国憲法史』(慶応通信一九五二年)、荆知仁『中国立憲史』(聯経出版一九八四年)、蘇嘉宏『増修中華民国憲法要義』(台湾東華書局一九九八年)、謝瑞智『憲法新論』(正中書局二〇〇〇年)参照。
- なお本稿では、機関名、法律名は台湾での名称をそのまま使用する。漢字使用のため理解にそれほど困難がなく、逆に日本に相当する機関がない時は訳することが困難であるとの理由からである。
- (4) 同右石川著二三八〜一四四頁、同右荆知仁著四三七〜四六一頁にこの経緯は詳しい。
- (5) 動員戡乱時期臨時條款については、施建轟『台湾行憲五十年』(五南圖書出版一九九七年)第三篇第一章臨時條款完成段階任務、注(3) 掲蘇嘉宏著第一篇第三章動員戡乱時期臨時條款之制定・修正、参照。
- (6) 以下第五次の憲法改正までの憲法増修條文については、注(5) 掲施建轟著第三篇第三章憲法増修四次、注(3) 掲蘇嘉宏著第一篇第四章中華民國憲法的第一到三次増修・第五章中華民國憲法的第四次増修、注(3) 掲謝瑞智著第一篇第三章第七節中華民國憲法増修條文的制定、参照。
- (7) 第四条で従来と異なり「公務員の」選任等と「公務員」を冠することにしたのは、非公務員については含めないこと、また任免等の「法制事項」としたのは、任命等についての実際の執行は行政院の管轄となることを意味するためである。また、従来は存在した「養老」を権限事項から除いたのは、公務員を退職してから「養老」は問題となるため、これは行政院のなす一般住民についての社会福祉の範疇に入るからである。注(3) 掲蘇嘉宏著四〇四〜四〇七頁。
- (8) この違憲問題については、顔厥安『國民主權與憲政國家』(『政法學評論』第六三期二〇〇〇年)に詳しい。

- (9) 第六次憲法改正のための憲法増修條文の内容については、『最新六法全書』(三民書局二〇〇〇年)参照。憲法第八一条は、法官は終身職であり、刑事或は懲戒処分或は禁治産の宣告を受けたのでなければ免職できず、法律によるのでなければ停職・転任或は減俸はできないと定める。また、大法官に任せられる者は最高法院の法官の他、立法委員、大学の法律主要科目の教授等、いくつかの資格要件があることが司法院組織法で定められている。
- (10) 本節で述べる台湾の歴史については以下の文献を参照。戴國輝『台湾 人間・歴史・心性』(岩波新書一九八八年)、若林正文『台湾 分裂國家と民主化』(東京大学出版会一九九二年)、伊藤潔『台湾 四百年の歴史と展望』(中公新書一九九三年)、許極燦『台湾近代發展史』(前衛出版社一九九六年)、注(5) 掲施建轟著、張玉法『中華民國史稿』(聯経出版一九九八年)第一〇章走上與中國大陸競立之路(1949-1995)、李筱峰『台湾史100件大事』下(玉山社一九九九年)
- (11) 「党外人士」と呼ばれる人々の活動以前からも、政府批判、台湾の独立を主張する動きがみられたことは、注(10) 文献より知られる。例えば、一九六〇年には新党を結成しようとした雷震等が逮捕され、懲役刑等を宣告されており、また一九六四年には「一つの中国、一つの台湾」を前提に政治の民主化を主張する「台湾人民自救宣言」を起草した彭明敏等が逮捕され、懲役刑の宣告を受けている。
- (12) 台湾の別称。航海中に台湾島を目にしたポルトガル人が「Ilha Formosa」(麗しの島)と叫んだと伝えられることに因む。
- (13) 司法改革については以下の文献を参照。「民間国建会」(一九八九年二月三〜二十七)における司法改革についての討論報告論文集である民間国建会特輯『改革司法』(財団法人張榮發基金会・国家政策研究資料中心一九九〇年)、劉幸義「司法改革與民主政治的關連性」(『月旦法学雜誌』第四期一九九五年)、財団法人信義文化基金会・中国文化大学法律学系主催「司法倫理研討会」(一九九五年九月三〇日)の記録(『華岡法粹』第三期一九九五年)、呂太郎「司法改革運動の回顧與前瞻」(『律師通訊』第一九七期一九九六年)、国家政策研究中心等が主催した「民間司法改革會議」(一九九五年三月一・二日)の記録である。民間司法改革白皮書(業強出版社一九九七年)、台湾平民法律服務中心・東海大学法律学系等主催「司法改革與人権保障座談会」(一九九七年六月一八日)の記録である「司法改革與人権保障座談会紀錄」(『東海法學研究』第二二期一九九七年)、蘇永欽「司法改革的再改革」(月旦出版社一九九八年)、李建良「大法官の制度

変革與司法院的憲法定位（從第四次憲法增修條文談起）（『台大法學論叢』第二七卷第二期一九九八年）、司法院主催「全國司法改革會議」（一九九九年七月六、八日）の記録である司法院編『全國司法改革會議實錄』上・下（司法院秘書處一九九九年）

司法改革の歴史的経緯については、この中では「司法倫理研討会」での呂太郎報告「司法改革與倫理」及び同氏の「律師通訊」掲載論文に詳しい。また統治体制と司法の關係については劉幸義論文で最も明確に指摘されている。

- (14) 一九八〇年以前の司法制度の改革については以下を参照。注(5) 掲施建羸著第二章第六章司法獨立與司法改革、注(13) 掲蘇永欽著第四章司法院重新定位、管歐「增訂新版法院組織法論」（三民書局一九九〇年）第一篇第八章法院組織法與院檢分隸

(15) 軍事裁判と司法院の關係 司法院の法律提案権については、注(13) 掲蘇永欽著第四章、参照。

(16) 簡易庭設置、行政法院については、注(5) 掲施建羸著第二章第六章、注(3) 掲蘇嘉宏著第二篇第七章司法、謝瑞智著第二篇第二章司法院、参照。

(17) 公務員懲戒委員会については、注(3) 掲蘇嘉宏著第二篇第七章、謝瑞智著第二篇第二章、注(5) 掲施建羸著第二篇第六章、注(13) 掲蘇永欽著第四章、参照。

(18) 大法官の権限の変更、司法予算については、注(13) 掲蘇永欽著第四章、『民間司法改革白皮書』第一場第四篇周志宏報告「司法預算及規則訂權」、参照。

(19) 第一章第三節司法改革の経緯、みたように、司法改革の中で司法院の位置付けの問題は常に論ずべき課題となっており、様々な改革案が提起されてきた。本節ではそれらの総括的改革案として、全国司法改革會議で提起された改革案を紹介する。また司法院の存在が問題となる点についても、この會議の第一組分科会の説明に基づいた。なお、全国司法改革會議については注(13) 掲司法院編『全國司法改革會議實錄』によるが、本資料の提供を受けた司法院及び仲介の労を担ったくれた大法官書記處助教張淑芬女士にこの場を借りて感謝を述べたい。

(20) 注(13) 掲『全國司法改革會議實錄』下九〇五～九三四頁、参照。

(21) この問題は司法の風紀問題として、しばしば論じられている。注(13) 掲『改革司法』洪貴参「司法風紀問題 律師・

法官的倫理」、司法倫理研討会「白文漳報告「法官自治與自律」、民間司法改革白皮書』第四場司法監督 司法風紀與对策、「司法改革與人権保障座談会紀錄」施啓揚「司法院司法改革工作報告」

(22) 注(13) 掲『民間司法改革白皮書』第三場法官自治與司法人事、注(21) 掲文獻、参照。
この他注(21) 掲白文漳報告は法に携わる者の具えるべき倫理とは、長幼の秩序を重んじ、自己を保ち、他人を尊重するに尽くす。

(23) 注(13) 掲『民間司法改革白皮書』第二場第二篇許士宦「法官・檢察官・律師考訓制度之改進」

(24) 法学教育の問題については、注(13) 掲『民間司法改革白皮書』第二場法曹養成與法学教育、月旦法学雜誌主催「台湾法学教育的省思與建議 台湾法学教育総体験」座談会（一九九七年四月一三日）の記録（『月旦法学雜誌』第二五期一九九七年）、台湾法学会主催「邁向二十一世紀的台湾法学與法学教育」學術研討会（一九九九年一月四・五日）第五場學士後法学基礎教育、の報告原稿参照。

(25) 注(24) 掲月旦法学雜誌主催の座談会記録

(26) 注(24) 掲台湾法学会主催の學術研討会第五場謝銘洋報告「學士後法学教育之理念與規画」

(27) 碩士乙班の設置目的とその効果については、注(24) 掲月旦法学雜誌主催の座談会記録、李模發言。

(28) 注(24) 掲座談会記録、謝啓大發言。

(29) 注(24) 掲座談会記録、邱聯恭發言及び同座談会記録添付の邱補足意見「我国大学法学教育及法曹養成教育制度变革之問題背景」

(30) 人格教育については、注(24) 掲座談会記録添付の施啓揚意見「法学教育の本旨與指向」、多様な価値観、複雑化した社会への対応については、同座談会記録添付の邱聯恭補足意見「再談台湾法学教育」

(31) 注(24) 掲座談会記録添付の賀德芬意見「法学教育與人格教育」

(32) 注(13) 掲『民間司法改革白皮書』第二場第一篇顏厥安「大学法律学系課程結構之檢討」

(33) 注(24) 掲座談会記録添付の施啓揚意見「法学教育の本旨與指向」、注(13) 掲『民間司法改革白皮書』第一場第四篇黄栄村・賴惠徳「各級学校法律教育之檢討」